

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年7月30日

分任支出負担行為担当官

嶺北森林管理署長 牧尾 幸之助

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

嶺北森林管理署官用自動車点検等業務 物件－1 (本山町・大豊町地区19台)

(別紙「令和7年度自動車点検等車両一覧表」のとおり)

(2) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による

(3) 契約期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日(火)まで

(4) 履行場所

請負者の自動車分解整備事業場等

ただし、請負者は、嶺北森林管理署庁舎及び各事務所から官用自動車を引き取り、点検・整備・検査のうえ車両引き渡し場所へ納車するものとする。

(5) 入札方法

入札書(内訳書)には、仕様書に示す点検等項目ごとの単価を記載すること。

落札の決定は、提示する予定数量の対価を入札書に記載された単価に従って計算した総価で行うので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額(単価項目の内、非課税となる自動車重量税、自賠責保険料及び検査手数料は除く)にそれぞれ当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

本件は、電子調達システムを利用して、入札等を電子入札方式により実施することができる対象案件である。なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、紙入札により入札に参加することができる。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和07・08・09年度全省庁統一資格において「役務の提供等(車両整備)」の「四国」

地域の競争参加資格を有する者（または、申請中の者）であること。

- (4) 道路運送車両法に規定する自社の認証整備工場、又は指定整備工場を長岡郡または土佐郡内に有すること。
- (5) 四国森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実施的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札執行の場所及び日付等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

所在地 〒781-3601 高知県長岡郡本山町本山850

嶺北森林管理署 総務グループ

電話 0887-76-2110

- (2) 入札説明書等の交付方法

上記(1)の場所にて交付し、公告日から令和7年9月1日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日

及び祝日の行政機関の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までとする。また、調達ポータル(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>)からダウンロードすることもできる。なお、調達ポータルからダウンロードする場合は、必要事項を正確に入力するとともに、「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」と記載されているチェックボックスに必ずチェックを付すこと。

- (3) 本公告に対する質問書の受付期間等

ア 受付期間

公告日の翌日より開札日の5日前（ただし、5日前が行政機関の休日の場合には前日となる。）まで。持参する場合は、上記期間の「行政機関の休日」を除く。）毎日、午前9時00分～午前12時00分及び午後1時00分～午後5時00分まで。

イ 受付場所

上記3(1)に同じ。

ウ 提出方法

書面（様式自由）を作成のうえ持参又は郵送等により提出すること。電話による質問は受け付けない。

- (4) 上記3(3)の質問書に対する回答書の閲覧期間及び場所

ア 閲覧期間

質問書の提出期間の最終日の翌日から開札日の前日（行政機関の休日を除く。）の午前9時00分～午前12時00分及び午後1時00分～午後5時00分まで。

イ 場所

上記 3 (1)に同じ。なお、四国森林管理局ホームページから「公売・入札情報＞公告中の案件に関する質問及び回答」

(https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/nyusatu/public_qa.html)

にて閲覧することもできる。

(5) 入札に必要な証明書類等の提出方法、提出期限

提出書類

この一般競争に参加を希望する者は、「競争参加資格確認申請書」と入札説明資料、仕様書に記載された特質を有する作業を実施できることが可能であると認められる必要書類等を、上記 3 (1) の場所に提出しなければならない。また、当該必要書類に関し、開札日の前日までの間において、分任支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出方法

ア 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システムシステム上で PDF ファイル形式により送信すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

上記 3 の(1)の場所に持参または郵送すること。

提出期間

ア 電子調達システムにより参加する場合

公告日の翌日午前 9 時 0 0 分から令和 7 年 8 月 1 8 日 (月)午後 5 時 0 0 分
(ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く)

イ 紙入札方式により参加する場合

公告日の翌日午前 9 時 0 0 分から令和 7 年 8 月 1 8 日 (月)午後 5 時 0 0 分
(ただし、行政機関の休日を除く)

競争参加資格確認結果の通知

提出された申請書及び資料による競争参加資格の確認結果については、「競争参加資格確認通知書」により、令和 7 年 8 月 2 6 日 (火) までに通知する。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出期限

ア 電子調達システムにより参加する場合

令和 7 年 8 月 2 9 日 (金) 午前 9 時 0 0 分から令和 7 年 9 月 2 日 (火) 午後 2 時 0 0 分までに電子調達システム上で入札すること。入札締切後、即時開札する。
(ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く)

イ 紙入札方式により参加する場合

入札執行の場所に入札書を持参し、令和 7 年 9 月 2 日 (火) 午後 2 時 0 0 分までに入札すること。郵便入札を行う場合は、令和 7 年 9 月 1 日(月)午後 5 時 0 0 分までに入札書が当署に到着するように、書留郵便で提出すること。ただし、再度の入札を実施する場合は引き続き行いますので、郵便入札を行った場合は再度の入札に参加できません。

(2) 開札の日時及び場所

上記 4 の(1)の提出期限後直ちに開札

嶺北森林管理署 1 階 会議室

5 入札者に要求される事項

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、上記 3 (5) の提出期限までに、令和 0 7 ・ 0 8 ・ 0 9 年度全省庁統一資格「役務の提供」の資格審査結果通知書(申請中であれば申請書類)の写し及び競争参加資格確認通知書(添付書類含む)を提出しなければならない。

また、競争参加資格を申請中の者の場合は、入札執行までに全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写しを追加提出しなければならない。

- (2) 上記(1)の書類を分任支出負担行為担当官が審査し、要求資格等を満たした者を最終的に当該競争に参加させる者とする。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 落札者の決定方法

本公告に示した役務を提供できると分任支出負担行為担当官が判断した資料及び入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 本公告に記載なき事項及び詳細は入札説明書等による。

- (7) 消費税率について

消費税率については、引き渡し時点における消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の施行内容によることとし、必要に応じて引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。

- (8) 電子調達システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

【お知らせ】

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当森林管理局のホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。

(https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu_nyusatu/job/soumu/top.html)

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。